

裁判所書記官印

## 本人調書

(この調書は、第12回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事件の表示 平成29年(ワ)第125号

平成29年(ワ)第535号

平成30年(ワ)第468号

期日 令和2年10月2日 午前10時00分  
氏名 [REDACTED]

宣誓その他の状況 裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

後に尋問されることになっている証人は在廷しない。

## 陳述の要領

別紙速記録のとおり

以上

宣

誓

良心に従って、眞実を述べ、

何事も隠さず、偽りを述べない

ことを誓います。

氏名

## 速記録（令和2年10月2日 第12回口頭弁論）

事件番号 平成29年（ワ）第125号、同第535号

平成30年（ワ）第468号

本人氏名 [REDACTED]

原告ら代理人（増田）

甲D第34号証（陳述書）を示す

1 この陳述書は、あなたから私が話を聞いて書き起こしたもの文書にしたものということでいいですね。

はい。

2 内容を確認して、間違いないということで署名押印をしていただきましたね。

はい。

3 修正することはありますか。

ないです。

4 あなたは、今、また以前から、新安保法制に反対する活動を行っていますね。

はい。

5 具体的にどのような活動を行っていますか。

以前は路上に立ち、デモを主催するなど、そういった活動を行っていました。今はデモは行っていませんが、路上に立ち、新安保法制に反対する集会には参加しています。

6 デモというのは、新安保法制に反対するデモということでいいですね。

はい。

7 そのような活動を始めたきっかけは何だったんですかね。あなたのなかで何か活動を始めるきっかけとなった大きな事件はありますか。

2011年3月に起きた東日本大震災と、その後に起きた福島原発事故、そして、その1週間後に兄が急死したことです。

- 8 東日本大震災や、それに起因する福島の原発事故、そして、あなたのお兄さんが亡くなられたこと、それによって、あなたはどのように考えましたか。
- 個人が努力しても、死んでしまえば意味がないのではないか、社会をよくしようと行動しても意味がないのではないかという思いに捉われました。
- 9 社会をよくしても意味がないんじゃないかというふうな思いに捉われたということですけれども、そのような思いが、なぜ新安保法制に反対する活動を始めるきっかけとなったんですかね。
- 生前兄が気に掛けていた後輩の方がいたのですが、その方が平和のための活動をしたり、後輩のために頑張っているという話を聞いて、自分がもし死んでしまっても残していくものがあると思えるように、その後輩の方の姿を見聞きして、そのように思うようになりました。
- 10 自分が死んでも残していくものがあるんじゃないか、それというのは、自分が死んでも後輩、そのような人生が続くというような思いから、そのような活動をしていこうと決意したということでおろしいですね。
- はい。自分が死んでしまってもほかの人の人生は続いていくのだということに気付かされました。
- 11 そのように気付いて、そこからより深く何か考えましたか。どのように考えましたか。
- 平和な社会に生きたいという思いや個人の尊厳が大事にされる社会に生きたいという当たり前の思いを大事にして、また、人間的関係を大事にするという活動を行っていくことで、自分が何もできなくなつても残していくものがあると思っています。
- 12 そういうような思いから、平和のための活動を始めたということでよろしいですね。
- はい。

13 現在、活動を行う上で、考えていることというのは何かありますか。

安保法制に反対するデモを行っていたときに、もし戦争が起こって自衛官が戦死しても、それはその人の自己責任だと話す男性と出会いました。

14 男性と出会って、何か気付いたことというのはありますか。

自分とは関係ないことだとか、自己責任だというような考え方を取っていると、そのような態度は、いつの間にか戦争が始まったというような言い訳であったりとか、想定外だったというような態度に直結してしまうのではないかというようなことを考えました。

15 戦争が起きて自衛官が死んでも、それは自衛官になった人の自己責任とか、そういうような人と出会ったということでおろしいですか。

はい。

16 そういうような方と出会う中で、有事が起きたときの想像について欠落しているというようなことを考えたことはありませんか。

自衛官が死んでも自己責任だというような声を聞いて、戦争がどんな影響を及ぼすのかということに対して、私を含めてリアルに想像ができなくなってしまっているのではないかと考えました。

17 あなたが新安保法制の下で一番危惧すること、先ほども少し出たかもしれませんけれども、危惧することというのは何かありますか。

先ほどもちょっと話したんですが、もし戦争が起きたら自衛官が犠牲になってしまいうことが心配なのもあるんですが、自分とは関係ないという態度をとっていると、いつの間にか戦争が始まったとか、想定外だったという言い訳に直結してしまうということを心配しています。

18 それが後での言い訳になってしまいのではないか、そのような点を、実際に有事が生じた後になっての言い訳になってしまいのではないかと危惧しているということでおろしいですか。

はい、そうです。

- 19 今回の訴えが起きてから、ある程度の時間がたっているのですけれども、今回原告となった後に感じたことはありますか。

政治の場で公文書の隠蔽であるとか自衛隊の日誌の改ざんであるというようなことが起きました。そのような状況の中で集団的自衛権が適切に行はれられるのか、あるいは行使されたとして、それを国民に情報が正しく開示されて、それを国民が判断することができるのかというようなことを心配しています。

- 20 今回の原告となった後に日誌の改ざんに関する報道や公文書の隠蔽などの報道が起きましたよね。

(うなずく)

- 21 それによって、具体的にどのようなことが心配になりましたか。

.....。

- 22 質問を変えます。まず、今回、集団的自衛権という問題が出ていると思います。それについて、あなたとしては集団的自衛権については必要だと思いますか、必要でないと思いますか。

必要でないと思います。

- 23 必要だという意見もありますよね。

はい。

- 24 今回新安保法が成立する過程において、何が足りなかつたと感じますか。

国民の間で真剣に議論をすることが必要だったと思います。そのような国民の意見を聽かず閣議決定だけで集団的自衛権の行使を容認したことは許せません。自衛官が犠牲になるということは、その自衛官の家族の方々も含めて悲しむということですし、個人の尊厳を尊重していないと思いますので、私はそういうことが許せないと思っています。

25 それと、先ほどの日誌の改ざんとか公文書の隠蔽というのは結び付きますか。  
個人の尊厳が大事にされる政治を作るためには、国民の間で真剣に議論をしなければならないと思います。そのようなことを政府が勝手に、国民の議論を反映せずに決めてはいけないはずです。

26 日誌の改ざんや公文書の隠蔽というのが、もしされたときに、国民の議論というのはどうなりますかね。

正しく情報が開示されなければ、国民が真剣に議論したくてもできないと思います。

27 今回原告として訴訟に加わる中で、あなたが裁判所に一番伝えたいことというは何ですか。

宮崎にも新安保法制に反対する若い世代がいるということを知ってほしいです。そして、真剣に国民の間で議論する中で、私は個人の尊厳は大切だということとか、平和な社会や国に生きたいという思いは当たり前のものだと、そうした議論の中で伝えていきたいです。裁判所には新安保法制が違憲であると判断していただきて、国民の間に再び真剣に集団的自衛権について話す機会を、違憲の判決を出すことでそのような議論が起こるよう役割を果たしていただきたいです。

原告ら代理人（松田）

28 先ほど、個人の尊厳も大切にされる平和な社会に生きたいと。あなたの周りにいる同世代の人たちの願いというのは、あなたと共通のものだと理解していますか。

はい、共通だと思います。

29 実際にそういう話をし合うことがありますか。

はい、あります。今は新型コロナの影響があって1日1食で過ごしている大学生の方とかと話をする機会がありました。また、そういう方たちに食料をというか、御飯とかを配る活動もしました。コロナ以前

からそうだったんですが、個人が大切にされない社会だということを若い人々は薄々感じています。そうした声が少しずつ新型コロナ以降、更に出始めるようになったと考えています。

- 30 防衛費がこの間、非常に大きくなっています。そのことと自分たちの生活の落差を若者たちがどんなふうに捉えているか知っていますか。

例えば、大学に進学してきた若い人たちが、すぐ防衛費の問題であるとか日本が非常に高学費の問題があるということを知っているわけではありませんが、問い合わせたりとか、ほかの先進国との違いを示すと、非常に驚いたりします。こうした人たちと話していくと、やはり平和の問題について真剣に考えたいということが本当は心の奥底にあると、自分たちの生活が大変だということは肌で感じているということは日々感じています。

- 31 そういう若い人たちの代表者としてこの場にいるというお気持ちと伺ってよろしいですか。

はい。

被告指定代理人（阿波野）

- 32 特にございません。

宮崎地方裁判所民事第2部

裁判所速記官 安富元美